

国立大学法人九州大学再雇用職員（無期転換者）就業規則

平成24年度九大就規第39号
施行：平成25年4月1日

（趣旨）

第1条 この規則は、再雇用職員（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「再雇用職員（無期転換者）」とは、再雇用職員であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

（退職）

第3条 再雇用職員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、再雇用職員（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 就業通則第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (4) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (5) その他退職事由が発生した場合

（再雇用職員給与規程の準用）

第4条 再雇用職員（無期転換者）の給与については、国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程（平成16年度九大就規第15号）を準用する。この場合において、「再雇用職員」とあるのは「再雇用職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

（再雇用職員就業規則の準用）

第5条 再雇用職員（無期転換者）の再雇用職員の区分、勤務時間等、年次有給休暇、表彰、表彰を受ける者、表彰の日、表彰を受ける者の推薦及び社会保険等の適用については、再雇用職員就業規則第4条及び第11条から第17条までの規定を準用する。この場合において、「再雇用職員」とあるのは「再雇用職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。